

社会福祉法人いずみ会 職場環境等の取り組み

更新日：令和7年4月1日

区分	職場環境等の要件	法人の取り組み
入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	○人材育成計画(業務分担、研修・資格基準、評価、昇進査定基準、面接など)の策定及び実施。
	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築	○前職の職種を問わず、中途採用の積極的な受け入れ。 (給与退職金規程に前職換算を取り入れる。)
	職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施	○実習生の受け入れ。 ○福祉祭り等の地域の行事への参加。(事業所の周知)
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら国家資格等の取得を目指す者に対する研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する各国家資格の生涯研修制度、サービス管理責任者研修、喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修等の業務関連専門技術研修の受講支援等	○資格取得に係る費用の補助。(資格取得助成規程の制定) 社会福祉士／5万円 介護支援専門員／2万円 精神保健福祉士／5万円 介護福祉士／5万円 知的障害福祉士／2万円 知的障害援助専門員／8万円 管理栄養士／3万円 調理師／3万円 MOS EXCEL／4万円 MOS WORD／4万円 MOS OUTLOOK／4万円 ○サービス管理責任者研修の受講。 ○強度行動障害支援者養成研修の受講。
	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動	○人材育成計画(業務分担、研修・資格基準、評価、昇進査定基準、面接など)の策定及び実施。 ○職位等に基づいた研修の参加ほか。
両立支援・多様な働き方の推進	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備	○特別休暇の制定。(就業規程及び有期職員就業規程)
	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備	○非正規職員から正規職員へ転換できるよう登用制度を整備。 (有期契約職員就業規程／内部規程の制定。)
	有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけ等に取り組んでいる	○有給休暇の取り易い職場環境を作る。 ○付与日数のうち70%の取得率を目指す。
	有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消に取り組んでいる	○共通ソフト、メール等を活用し、情報共有を行う。 ○複数担当制(主・副など)を実施。
腰痛を含む心身の健康管理	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実	○メンタルヘルス等相談窓口を外部に設ける。
	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施	○従業員50人以上：労基のストレスチェックの実施。 ○従業員50人未満：外部窓口を設ける。
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	○各種マニュアルの作成。
生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組	現場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)を実施している	○課題の見える化(課題の抽出、改善ほか)の実施。
	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている	○各種マニュアルの整備。 ○情報共有(パソコン、タブレット等での記録ほか)
	業務支援ソフト(記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの)、情報端末(タブレット端末、スマートフォン端末等)の導入	○業務支援ソフトを導入。 ○タブレットの導入。 ○環境の整備。(WIFIの設置)
	介護ロボット(見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等)又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器(ビジネスチャットツール含む)の導入	○インカム、トランシーバ等を導入。
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善	○雇用形態にかかわらず、福利厚生(休憩時間の質の向上・コミュニケーション)の改善を図り、コミュニケーションの改善(情報の共有、現場意見の吸い上げ)を実施。
	地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進のため、モチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施	○地域の行事等へ参加し、法人全体の事業所の周知を行う。
	利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供	○面談の実施。 ○職員会議や利用者支援方針会議(個別支援計画策定会議、意思決定支援会議など)等で学ぶ機会を提供。